

「一般管理費等率」及び「その他の率（下請経費率）」の改定について（お知らせ）

神戸市建築技術管理委員会

神戸市では平成 29 年 4 月 1 日を改定基準日として、①基準日以降に契約監理課に送付する設計金額通知書、②基準日以降に入札公告又は見積り合わせ等を行う工事、補修、小修繕の予定価格の積算について、改定積算基準を適用しました。改定積算基準については、下記でご確認ください。

（積算基準等）

〔神戸市公共建築工事積算基準〕〔神戸市公共建築工事共通費積算基準〕

下記神戸市 HP よりダウンロード可

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/institution/koukyou/index.html>

〔神戸市建築工事積算要領〕

市政情報室で閲覧可

（主な内容）

■ 背景・目的

国土交通省は、平成 9（1997）年以来 19 年ぶりに一般管理費等率の見直しを行い、予定価格（工事費）を算出するための基準「公共建築工事積算基準」を平成 28 年 12 月 20 日に改定、平成 29 年 1 月以降に入札公告する直轄営繕工事から適用を開始しました。

これは、受注者にとっての適正な利潤の確保などをうたう「公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）」の基本理念に沿って、発注者の責務である「適正な予定価格の設定」につなげることを目的としています。ポイントは、予定価格を構成する直接工事費と共通費のうち、共通費の一部である「一般管理費等率」の改定と合わせて、「その他の率（下請経費率）」も見直した点です。

■ 改定内容

建築工事における「一般管理費等率」は、工事原価が 500 万円以下、500 万円以上 30 億円以下、30 億円超の 3 つに区分されています。従来的一般管理費等率は「11.26%（500 万円以下）～8.41%（30 億円超）」の間で設定、500 万円以上 30 億円以下の中間層は金額に応じてその率変動する仕組みとなっています。その率は、工事原価が小さくなるほど、伸び率が高くなります。

改定後の「一般管理費等率」は、工事原価が 500 万円以下の場合、5.98 ポイントの上昇となる「17.24%」、30 億円超のケースは 0.02 ポイントの上昇となる「8.43%」になります。

(設備工事は 300 万円～20 億円が区分になります。下表)

〔建築工事〕 Cp=工事原価 (千円)

Cp	500 万円以下	500 万円超 30 億円以下	30 億円超
旧	11.26%	$15.065-1.028 \times \log(Cp)$	8.41%
新	17.24%	$28.978-3.173 \times \log(Cp)$	8.43%

〔電気設備工事〕

Cp	300 万円以下	300 万円超 20 億円以下	20 億円超
旧	11.80%	$17.286-1.577 \times \log(Cp)$	7.35%
新	17.49%	$29.102-3.340 \times \log(Cp)$	8.06%

〔機械設備工事〕

Cp	300 万円以下	300 万円超 20 億円以下	20 億円超
旧	11.20%	$15.741-1.305 \times \log(Cp)$	7.52%
新	16.68%	$27.283-3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

一方、「その他の率 (下請経費率)」の引き上げ率は、それぞれの専門工事職種によって異なりますが、平均で約 5 ポイント程度の上昇になります。

今回の改定による予定価格を試算したところ、工事費約 1,000 万円規模の内部改修工事で約 50 万円、2,000 万円規模の新営工事で約 80 万円、4,000 万円規模の新営工事で 160 万円、1 億円規模の外壁改修工事で 300 万円超、7 億円規模の新営+改修工事で 1,000 万円弱、37 億円規模の新営工事では 170 万円の上昇となりました。

(事務局)

神戸市住宅都市局建築技術部技術管理課

奥村・福家・野々口・田中

電話 078-322-5627

FAX078-322-6118